

1 4. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額について

決算額 1,560,713 千円 そのうち社会保障財源化分 185,106 千円

平成26年4月1日から消費税（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。

令和4年度決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおり。

（単位：千円）

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害福祉サービス事業費	532,763	394,701	0	0	63,188	74,874
	保育所等給付費	579,570	398,428	0	8,417	68,739	103,986
	小計	1,112,333	793,129	0	8,417	131,927	178,860
社会保険	国民健康保険事業(特別会計繰出金)	124,220	73,666	0	0	14,733	35,821
	後期高齢者医療保険事業(特別会計繰出金)	57,087	36,112	0	8,671	6,770	5,534
	介護保険事業(特別会計繰出金)	206,427	0	0	0	24,483	181,944
	小計	387,734	109,778	0	8,671	45,986	223,299
保健衛生	予防接種事業費	31,372	0	0	0	3,721	27,651
	健康診査費	29,274	1,765	0	0	3,472	24,037
	小計	60,646	1,765	0	0	7,193	51,688
合計		1,560,713	904,672	0	17,088	185,106	453,847